

弁護士に



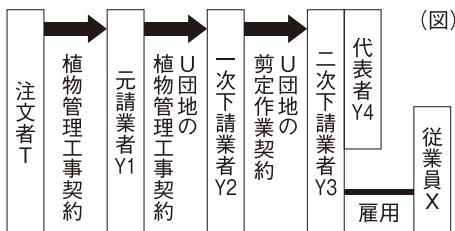
弁護士 庄司俊哉

安全配慮義務における先進的安全対策の取扱い・安全配慮義務を負う主体の拡大

判例から見る 労働トラブルの 防止対策



【事件の概要】
注文者はTは、Y1(元請業者)と植物管理工事契約を締結し、Y1はY2(一次下請業者)にU団地の植物管理工事を委託し、さらにY2はY3(二次下請業者)にU団地の樹木剪定作業を委託した。XはY3の従業員であったが剪定作業の経験がなかった。Y3の代表者Y4はXに対し、一丁掛けの安全帯等の使用方法、作業上の注意点等を指導教育したが、安全帯を外して移動する際の落下事故を防ぐための三点支持の方法を具体的に指導していなかった。Xは剪定作業当日、樹木に登った際に安全帯を使用していなかったところ、転落し、頸髄損傷の傷害を負った。XがY3・Y4のみならず、Y1・Y2にも、安全配慮義務違反があるとして提訴した。(東京高裁H30・4・26判決の事例)



ること、その指示に先立つ講習会ではY4自身が二丁掛けの安全帯を使

るとされています（三菱重工業事件・最高裁H3・4・11判決）。

配慮義務違反があるとした上で、Xとの関係では、Y₁・Y₂は、それほど強い接触関係があるとは言い難いのですが、「一丁掛け安全帯使用」の指示にY₁・Y₂が大きく関与していたことから、その責任がY₁とY₂まで拡大されたものと考えられます。

小規模零細事業者の場合、被害者が裁判で勝訴しても、賠償金を支払う段階で倒産・破産されてしまう可能性があるため、できるだけ資力のある主体を対象としたいという動機によるもので、本件の一審判決では、Y₁からY₂へ、そしてY₂からY₃へは、設備・器具等の提供や作業に関する具体的な指示をしておらず、Y₁・Y₂の従業員との作業内容の類似性もないことから、Y₁・Y₂については、「特別な

る者」とされ、特別な社会的接触關係の有無につき、請負の事例では、元請人の管理する設備、工具等を用いていたか、労働者が事実上元請人の指揮、監督を受けて稼働していたか、労働者の作業内容と元請人の従業員の作業内容との類似性等の事情を考慮して判断するとされています（三菱重工業事件・最高裁H3・4・11判決）。

た場合には、安全配慮義務違反を問わ
れる余地があるかもしれませんことをご
理解いただければと考えます（もとと
もXは、安全帶を使用せず落して受
傷したもので、「安全帶の形態」が事故
と因果関係があるとは考えにくいので
すが、この点は当職も疑問が残ります）。

最後に、一審判決では、Xが安全帶
を使用しなかつた点について「過失相
殺はしない」という結論でした。ところ
が、二審判決では、Xの過失は50%と
して、損害額が大幅に減額されました。

配慮義務違反があるとした上で、Xとの関係では、Y₁・Y₂は、それほど強い接触関係があるとは言い難いのですが、「一丁掛け安全帯使用」の指示にY₁・Y₂が大きく関与していたことから、その責任がY₁とY₂まで拡大されたものと考えられます。

この二審判決は、安全対策の取決め方法の特殊性が影響しているため、必ずしも一般化できませんが、被災労働者から離れた立場の事業主であっても、安全対策に影響を及ぼせる地位にあつ

この事件では、東京地裁（以下「審判決」）と東京高裁（以下「二審判決」）で一部、結論が異なっていることから、比較して説明します（法令・用語は平成25年当時のもの）。

事件発生の平成25年当時、造園業界の慣行では、二丁掛け（フックの掛け替え時の無胴綱状態を無くして墜落灾害を防止する仕様）の安全帯利用は一般的ではなく、法令上も「二丁掛け」

で足りるときれっていました。そのため一審判決は、安全配慮義務違反の内容を「作業現場の移動時における安全確保の方法を具体的に指導することなく高所作業を行わせたこと」としました。

ところが二審判決では、当時発行されていた「街路樹剪定ハンドブック」に「安全帯の二丁掛けが考案され近年注目され始めていること」が記載されていたこと、本件事故後、Y1が二丁掛け安全帯を交付して使用指示している

ある方法だったことから、裁判所は二
丁掛け安全帯の使用を義務付けたので
はないかとも言えます。この例から事
業者には、労働者の身体・生命に重大
な影響がある先進的な安全対策につい
ては、導入が容易ならば、速やかに導
入することが求められる可能性がある

義務違反はないとしました（Y3・Y4は責任あり）。

ところが二審判決では、Y1はY2について、指示書等によって「二丁掛けの安全帯の着用」を具体的に指示しY1の担当者が週2回程度 現場を訪れて遵守状況の確認をしていたこと、

事業者側の責任を広く認めながらも、被害者の落ち度に着目して損害額を大幅に減額した」といえます。被害者側からすれば、ここで説明した「事業者側に厳しい理論・見解」はどうであれ、結果的に賠償金が半額となつたわけでですから、「控訴しなかつた方がよかつ

【安全配慮義務を負う主体】

の作業員に対し指示が及んでいたことを理由に「特別な社会的接触の関係がある」と判断し、Y₁・Y₂にも安全

被害者側の責任を広く認めながらも、被害者の落ち度に着目して損害額を大幅に減額した」といえます。被害者側からすれば、ここで説明した「事業者側に厳しい理論・見解」はどうであれ、結果的に賠償金が半額となつたわけですから、「控訴しなかつた方がよかつた」という事例だったかもしれません。